

# 第1章 はじめに

## 1 みえっこプランについて

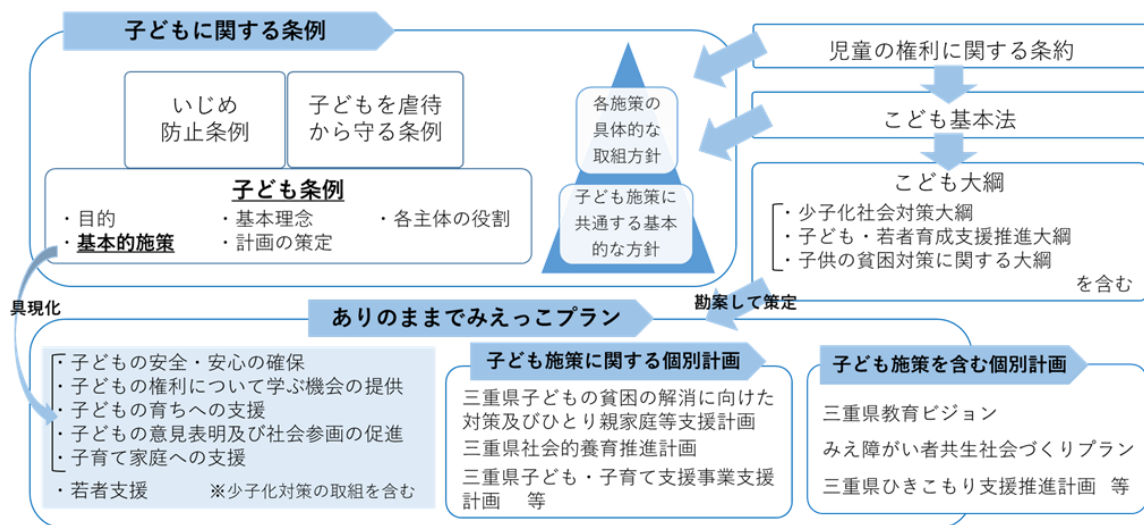
### (1) みえっこプラン策定の趣旨

近年、人口減少や少子化の進行、地域コミュニティの変容、デジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめの件数の高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は深刻さを増しています。

こうした中、国において、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、同年12月にこども大綱が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。こども基本法では、こども大綱を勘案し、都道府県こども計画を策定することが努力義務として規定されています。

また、本県では、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とし、令和7年3月に三重県子ども条例（以下「子ども条例」という。）を改正したところであり、子ども条例において、県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども施策についての計画を定めることとしています。

これらをふまえ、改正子ども条例を具現化する計画とこども基本法に基づく都道府県こども計画とを一体とした計画として、「ありのままでみえっこプラン」（以下「みえっこプラン」という。）を策定しました。



「ありのままでみえっこプラン」と法令等との関係

## (2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間です。

## (3) みえっこプランにおける「子ども」「若者」の定義

### ・子ども

18歳未満の者をいい、18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む

⇒①18歳に達した高校生等

②法令により、18歳未満の者と同様の措置・支援が可能とされた者

例) 児童福祉法：児童自立生活援助、障害児の施設入所

### ・若者

青年期（施策によりポスト青年期を含む）の者



## (4) めざす姿

全ての子どもが豊かに育ち、  
将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重

みえっこプランでは、「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざす姿とし、取組を進めていきます。

- ・「全ての子どもが豊かに育ち」とは、全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的のみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況を表しています。
- ・「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」とは、子どもから若者へ、そして自立した大人に成長する過程で、人格形成の基礎を築き、自由で多様な選択により自分の可能性を広げることができ、将来に見通しを持ちながら自分らしく社会生活を送ることができている状況を表しています。

## 2 みえっこレポートについて

この「ありのままでみえっこレポート」は、みえっこプランに基づく令和7年度における本県の子どもに関する施策の実施状況を評価するとともに、令和8年度以降に残された課題と対応を整理するためにとりまとめたものです。